

第2回 CCUS 認定アドバイザー認定講習の受講者募集について

一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部

日頃より、建設キャリアアップシステムの運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼を申し上げます。

「CCUS 認定アドバイザー」制度は、建設キャリアアップシステム（CCUS）に関する専門的知識を修得した外部人材による CCUS 活用支援の充実を図るため、本年2月より運用を開始しております。

今般、第2回 CCUS 認定アドバイザー認定講習の受講者の募集を行うこととしましたので、講習の受講を希望される方は、別紙の「第2回 CCUS 認定アドバイザー認定講習応募要領」をご参照の上、ご応募ください。

応募期間は、令和3年6月7日（月）～18日（金）となります。

なお、今回の募集においては、以下のとおり変更点がありますので、ご応募の際はご留意ください。

(1) 募集定員の半数を以下の要件を満たす応募者を優先して選考する優先枠とします。

【優先枠による応募要件】

①三大都市圏以外の地域で業務を行う者

②CCUS ホームページに掲載する「CCUS 認定アドバイザー所属事業者・団体リスト」に掲載可能な事業者・団体に所属する者

(2) 1つの事業者・団体からの応募者は1名までとします。

(別紙資料)

- ・ 第2回 CCUS 認定アドバイザー認定講習応募要領
- ・ CCUS 認定アドバイザー制度要綱

【お問い合わせ先】

一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム事業本部
普及促進部 塩崎、高原、小松、久保田
TEL : 03-5473-4586

CCUS 認定アドバイザー制度要綱

第1 目的

CCUS 認定アドバイザーを認定し、もって建設キャリアアップシステムの利用者による登録、現場運用その他の利用の円滑化を図るため、この要綱を定める。

第2 定義

CCUS 認定アドバイザーとは、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）の登録、現場運用等に係る専門的知識を修得し、CCUS の利用者に対する適切な指導及び助言等（以下「業務」という）を行うことができ得ると一般財団法人建設業振興基金（以下「基金」という）により認定された者をいう。

第3 認定を受けるための要件

認定を受けることのできる者は、次の（1）から（3）までのいずれかに該当する者とする。

- （1）建設業を営む事業者に所属する者並びに建設業に関係する団体に所属する者
- （2）建設業を営む事業者へのアドバイザー派遣等を行う事業者に所属する者
- （3）その他 CCUS の利用者に対する指導及び助言等を行う立場にあると基金が認めた者

第4 認定

- 1 認定を受けようとする者は、基金が行う講習を受講し、かつ、修了考査に合格しなければならない。
- 2 講習の受講の申込みは、原則として認定を受けようとする者が所属する事業者又は団体を通じて行わなければならない。
- 3 基金は、認定を受けた者を基金に備える CCUS 認定アドバイザー名簿に登録しなければならない。
- 4 基金は、認定を受けた者に対し、認定証を交付するものとする。
- 5 認定証を交付された者は、CCUS 認定アドバイザーの称号で業務を行うことができるものとする。

第5 責務

- 1 CCUS 認定アドバイザーは、誠実に業務を行うとともに、CCUS 認定アドバイザーの信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- 2 CCUS 認定アドバイザーは、正当な理由がなく、業務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。CCUS 認定アドバイザーでなくなった後においても、同様とする。
- 3 CCUS 認定アドバイザーは、業務に必要な知識の維持向上に努めなければならない。
- 4 CCUS 認定アドバイザーは、年1回、業務の実績を所定の様式に記載した実績報告書を作成し、基金に提出しなければならない。

第6 有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から2年以上の基金が定める期間とする。

第7 認定の更新

認定を更新しようとする者は、有効期間が終了するまでに、原則として基金が指定する講習を受講しなければならない。ただし、有効期間中に実績報告書を欠かさず提出した者

は、講習の受講を要しない。

第8 認定の取消し

基金は、CCUS 認定アドバイザーが、その信用を著しく傷つけるような行為を行う等により、適切な業務の実施に支障があると認められたときは、当該 CCUS 認定アドバイザーの認定を取り消すことができる。

第9 雑則

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、基金において定めるものとする。

附則

この要綱は令和3年2月19日から施行する。

第2回 CCUS 認定アドバイザー認定講習 応募要領

第1 受講資格

CCUS 認定アドバイザー制度要綱に規定する認定を受けるための要件を満たす以下の者

- (1) 建設業を営む事業者に所属する者並びに建設業に関係する団体に所属する者
- (2) 建設業を営む事業者へのアドバイザー派遣等を行う事業者に所属する者
- (3) その他建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という）の利用者に対する指導及び助言等を行う立場にあると一般財団法人建設業振興基金（以下「基金」という）が認めた者

第2 講習内容

【講義】

基金が指定するテキスト（DVD に PDF ファイルと動画を収録）を使用して、CCUS に関する知識を学習します。

【課題実習】

基金が指定する課題について、実際に CCUS を操作して必要な作業を行います。受講者には CCUS の疑似環境を利用できる ID を割り当てます。

【修了考査】

講義及び課題実習によって修得した知識を確認するための試験を行います。問題は受講者にメールで送付し、期限までにメールで回答していただきます。100 点満点で 75 点以上が合格となります。

課題実習を期限までに終えていない受講者は、修了考査を受けることができません。

第3 募集人員

1 約 30 名

（応募者多数の場合には選考を行います。）

2 募集人員の半数（約 15 名）を以下に掲げる要件を満たす応募者を優先して選考する優先枠とします。

【優先枠による応募要件】

①三大都市圏以外の地域で業務を行う者

※三大都市圏は、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、大阪府、京都府、兵庫県が該当します。ただし、これらの都府県であっても地域によっては優先枠に該当する場合がありますので、受講申込書の『業務を行う地域』欄に市町村名等の詳細を記入してください。

②CCUS ホームページに掲載する「CCUS 認定アドバイザー所属事業者・団体リスト」に掲載可能な事業者・団体に所属する者

第4 応募方法

- 1 応募者は専用メールアドレス（nintei_ad_obo@kensetsu-kikin.or.jp）に空メールを送信してください。メールの件名は、「第2回認定講習申込書希望（応募者の所属する事業者名又は団体名）」としてください。受講申込書の電子ファイルをお送りします。
- 2 受講申込書に必要事項を記入し、メールに添付して専用メールアドレスに送信してください。メールの件名及び添付ファイル名は、「第2回認定講習応募（応募者の所属する事業者名又は団体名）」「受講申込書（第2回）（応募者の所属する事業者名又は団体名）」としてください。

- 3 申し込みは応募者が所属する事業者又は団体を通じて行ってください。
- 4 1つの事業者・団体からの応募者は1名までとさせていただきます。
- 5 受講申込書の記載事項のうち、「応募動機」及び「想定する業務」は、選考を行う場合の参考となりますので、応募者の役割や業務の範囲（登録、現場運用等）をできるだけ具体的に記入してください。

第5 応募期間

令和3年6月7日（月）～18日（金）

第6 結果通知

- 1 受講の可否に関する結果の通知は、令和3年6月25日（金）までに、受講が認められた者にメールで行います。
- 2 受講が認められた者には、後日受講用DVDを郵送にて送付します。

第7 実施期間

- 1 認定講習は、以下の期間で実施します。
講義： 令和3年7月5日～令和3年8月6日
課題実習： 令和3年7月5日～令和3年8月6日
修了考査： 令和3年8月16日～令和3年8月20日
- 2 課題実習を令和3年8月6日までに終わっていない受講者は、修了考査を受けることができません。

第8 合格発表

令和3年8月30日（月）

（受講者の所属する事業者又は団体にメールで合否を通知します。）

第9 認定

- 1 合格者は、原則として合格発表と同日付けで、CCUS認定アドバイザーとして認定され、CCUS認定アドバイザー名簿に登録されます。
- 2 認定された者には認定証を送付します。認定証の送付先は、合格発表の通知の際に確認します。

【問い合わせ先】

一般財団法人建設業振興基金 建設キャリアアップシステム事業本部
普及促進部 CCUS認定アドバイザー募集・講習担当 塩崎、高原、小松、久保田
電話 03-5473-4586
専用メールアドレス nintei_ad_obo@kensetsu-kikin.or.jp